

2022年（令和4年）2月9日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

一般社団法人生命保険協会

会長 高田 幸徳 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 矢



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

## 終 了 通 知 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴協会の令和3年11月30日付け「回答書」を拝受いたしました。

当法人が令和3年10月28日付け「説明用資料等の分析結果報告と再度の申入れ」において要請した事項について、ご検討、ご対応くださったことに謝意を表します。

当法人の要請内容と、貴社のご回答内容は、いずれも外貨建て生命保険に関して消費者の利益を確保することが必要であるとの前提で共通しつつも、その実現方策については意見の一致を見ませんでした。

当法人は、「消費者が、銀行を保険募集人として契約した外貨建て生命保険契約を、クーリング・オフした場合に、生命保険会社各社において円入金特約を締結しているときでなくても、返金を外国通貨で行うことなく消費者が支払った金額相当額の円貨で行うようにする」との取扱いが、保険業法309条7項及び同条10項に基づく法的義務として要求されていると考えており、引き続き保険業法に適合した取扱いを要望したく存じます。

しかし、貴協会におかれても、銀行窓口販売の外貨建て生命保険のクーリング・オフがなされた場合の問題点、及び、クーリング・オフに関する事項を含む外貨建て生命保険特有のリスクについて消費者に対する丁寧かつ十分な説明が必要であることをご理解いただき、消費者利益の保護に向けた一定の努力をすることを約束いただいているものと判断し、いったんこの交渉を終了することにいたします。

以 上